

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会役員等に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

(1) 報酬の場合

ア 監事（財務及び会計、経理の経験を有する者。以下、「会計担当監事」という。）

(2) 費用弁償の場合

ア 理事

イ 監事

ウ 評議員

エ その他、会長が認める者

(報酬)

第3条 会計担当監事が、決算監査等を行うに際して、会計の専門的かつ一定の実務的負担が必要と判断した場合、1回につき、5万円を超えない範囲内において、報酬を支給する。

2 第2条第1号の役員等については、毎月1日に起算し、当月末日に締め切り、翌月10日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその翌日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

3 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(費用弁償額)

第4条 役員等が会長又は会議の主宰者の招集により、理事会、評議員会、会議、に出席、その他の勤務を行う（以下、「会議等」という。）ため旅行した場合に、費用弁償を支給する。

2 費用弁償の額は、1回2,000円とする。

3 ただし、会議等が、同日、同一の場所において2回以上開催された場合は、いずれか1回の会議等についてのみ費用弁償を支給する。

4. 役員等において、他の常勤の職務と兼務している役員に対しては、費用弁償は行わない。

(委任)

第5条 この規程の実施上必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程を廃止する。

付 則（平成30年3月27日改正）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。